

別表三(一)付表一

「特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書」

記載要領
はこちら



「適格合併等により増加した利益積立金額4」
適格合併若しくは適格分割型分割により被合併法人若しくは分割法人から引継ぎを受けた利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により増加した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により増加した利益積立金額を記載します。

「適格分割型分割等により減少した利益積立金額5」
適格分割型分割により分割承継法人に引き継いだ利益積立金額、連結完全支配関係がある他の連結法人の株式の譲渡等により減少した利益積立金額又は完全支配関係がある法人の寄附修正事由により減少した利益積立金額を記載します。

「積立金基準額7」

- この金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- 「期末利益積立金額6」の金額がマイナスである場合には、「同上の25%相当額2」の金額にそのマイナスの金額の正数金額を加算した金額を記載します。
- 例えば、「2」の金額が25,000,000円、「6」の金額が△5,000,000円である場合には、25,000,000円と5,000,000円との合計額30,000,000円を「7」に記載します。

「定額基準額2,000万円 × $\frac{1}{12}$ 8」
「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。

積立金基準額	期末資本金の額又は出資金の額	1	円
	同上の25%相当額	2	
	期首利益積立金額	3	
	別表五(一)「31の①」- (別表三(一)「10」)		
	適格合併等により増加した利益積立金額	4	
	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	5	
	期末利益積立金額	6	(3) + (4) - (5)
	積立金基準額	7	(2) - (6)
	定額基準額	8	2,000万円 × $\frac{1}{12}$
	所得金額	9	(別表四「52の①」)
	非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	10	(別表四「38」)
	受取配当等の益金不算入額	11	(別表八(一)「13」又は「26」)から通算法人配当等の額に係る金額を除いた金額
	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	12	(別表八(二)「24」) + (別表十七(三の七)「27」の計)
	受贈益の益金不算入額	13	(別表四「16」)
	法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)	14	(別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。))の受取額
	欠損金又は災害損失等の当期控除額	15	(別表七(一)「4」の計) + (別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	16	(別表四「37」)
	通算法人の所得基準額加算額	17	
	通算法人の所得基準額控除額	18	
	他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額	19	(別表八(三)「13」の合計額)
	新設床稼働費又は海外新設床稼働費の特別控除額	20	(別表十三「43」)
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額	21	(別表十(四)「20」)
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額	22	(別表十(四)「21」又は「23」)
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除額	23	(別表十(一)「15」又は別表十(二)「10」)
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の要加算調整額の益金算入額	24	(別表十(一)「16」又は別表十(二)「11」)
	取用等の場合等の所得の特別控除額	25	(別表十(五)「22」+「37」+「42」+「47」+「52」)
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の損金算入額	26	(別表十(六)「11」)
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額	27	(別表十(六)「13」+「14」)
	内用牛の売却に係る所得の特別控除額	28	(別表十(七)「22」)
	超過利子額の損金算入額	29	(別表十七(二の三)「10」)
	課税対象金額等の益金算入額	30	(別表十七(三の二)「28」) + (別表十七(三の三)「9」) + (別表十七(三の四)「11」)
	所得等の金額	31	(9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) - (16) + (17) - (18) - (19) + (20) + (21) - (22) + (23) - (24) + (25) + (26) - (27) + (28) + (29) - (30)
	所得基準額	32	(31) × 40%
	留保控除額	33	(7)、(8)又は(32)のいずれか多い金額

「通算法人の所得基準額加算額17」
令和4年4月1日に開始した事業年度にあつては、この欄を「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額17」として記載します。

「法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「19」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。))の受取額14」
別表四の「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等19」の金額並びに令和2年旧法第26条第4項(「還付金等の益金不算入」)に規定する附帯税(利子税を除きます。))の負担額として内国法人(連結親法人)が受け取る金額及び同条第5項に規定する他の内国法人(連結法人)が附帯税(利子税を除きます。))の負担額の減少額として受け取る金額の合計額を記載します。
令和2年旧法第26条第4項に規定する法人税の負担額及び地方法人税の負担額として内国法人(連結親法人)に帰せられる金額並びに同条第5項に規定する法人税の減少額及び地方法人税の減少額として他の内国法人(連結法人)に帰せられる金額は、含まれません。